

## 令和3年第3回定例会 意見書(案)一覧

意見書(案)	
意見書案第1号	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期を求める意見書
意見書案第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

意見書案第1号

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日

発議者	北広島市議会議員	山本博己
賛成者	同	中川昌憲
同	同	沢岡信広
同	同	木村真千子
同	同	鶴谷聡美
同	同	佐藤敏男

提案理由      インボイス制度の導入により、多くの免税事業者が取引から排除されることや、中小・小規模事業者に廃業の増加などのおそれが生じ、地域経済に影響を与えることから、インボイス制度の導入の延期を求める。

提出先      衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣

## 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が停滞し、多くの企業が影響を受け、いまだに回復の兆しが見えない状況が続いている。このような経済状況のなかで、2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に向け、2021年10月1日から登録申請の受付が始まろうとしている。財務省の試算では農林水産業などを除く免税業者のうち、約161万社がインボイス導入を機に課税業者になると試算している。対象となる業種は個人タクシー、建設業の一人親方、フリーライターなど多岐にわたる。

日本商工会議所は「令和3年度税制改正に関する意見」において、「仕入れ税額控除の対象から外れる免税事業者(約500万者)に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべき」と問題点を指摘し、とりわけ「多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない」とし、「コロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべき」と提案している。日本税理士連合会も「少なくとも新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が解消され、簡易で安価電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべき」と要望している。

インボイス制度が導入されれば、多くの免税事業者が取引から排除されたり、中小・小規模事業者にとって、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、廃業の増加などのおそれが生じ、地域経済に影響を与える。

よって、国会及び政府においては、インボイス制度の導入を延期するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月9日  
北海道北広島市議会

意見書案第2号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日

発議者	北広島市議会議員	中川昌憲
賛成者	同	沢岡信広
同	同	木村真千子
同	同	山本博己
同	同	鶴谷聡美
同	同	佐藤敏男

提案理由 平常時・災害時を問わず北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備が図られるよう、必要な予算を安定的かつ継続的に確保するため、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣  
総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

## 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成 28 年 8 月の一連の台風や平成 30 年 7 月豪雨、9 月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国会及び政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の 5 カ年対策プログラム」に基づく橋梁等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

- 6 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 7 堤防整備、ダム再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 8 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 9 日  
北海道北広島市議会